

平成30年度山形県介護離職ゼロ啓発事業（介護と仕事の両立支援企業内研修） 公募実施要領

山形県では、山形県介護離職ゼロ啓発事業（介護と仕事の両立支援企業内研修）の一部（以下「介護と仕事の両立支援企業内研修事業」という。）を請け負う者（法人又は団体）を1者選定し、その者に当該事務に係る業務を委託するため、次のとおり実施機関を募集する。

第1 事業の概要

1 事業目的

県内企業を対象として、その従業員に対し介護サービス利用の仕組みや介護休業制度等の研修を行うことにより、介護離職ゼロに向け、介護者及びその上司・同僚に介護と仕事の両立のための制度利用への意識付け・意識改革を図り、介護と仕事が両立できる環境づくりを推進することを目的とする。

2 事業内容

別添「平成30年度山形県介護離職ゼロ啓発事業（介護と仕事の両立支援企業内研修）仕様書」のとおり。

3 提案上限額

(1) 金額

委託料 3,528,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

(2) 委託料の対象となる経費

事務職員に係る賃金、アドバイザー等謝金及び旅費、職員旅費、消耗品費、通信運搬費、使用料 等

第2 公募実施手続き

1 公募参加資格

次に掲げる全ての要件を満たす者であること。

- (1) 山形県内に事務所を有する法人又は団体（支部を含む。以下「法人等」という。）であること。
- (2) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定により、入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者でないこと。
- (5) 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む）及び消費税を滞納していないこと。
- (6) 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者そ

の他これと同等の責任を有する者を含む。)が次のいずれにも該当する者でないこと。

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）（以下「防止法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- ② 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、防止法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用している者
- ③ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している者
- ④ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑤ 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与している者

2 申請手続き

(1) 受付期間

平成30年3月30日（金）～平成30年4月27日（金）

(2) 提出方法

直接持参の場合：土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の8時30分～17時15分（事前に電話連絡の上、提出書類一式を持参すること。）

(3) 提出先

〒990-8570 山形市松波二丁目8-1

山形県健康福祉部健康長寿推進課（※平成30年4月～長寿社会政策課）

地域包括ケア推進担当

(4) 留意事項

申請にあたっては、「平成30年度山形県介護離職ゼロ啓発事業（介護と仕事の両立支援企業内研修）業務委託仕様書」を踏まえること。

3 失格事項

次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。

- (1) 公募要領等に定めた資格・要件が備わっていないとき
- (2) 提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかったとき
- (3) 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど企画提案書が公募要領等に示した要件に適合しないとき
- (4) 提出書類に虚偽又は不正があったとき
- (5) 提案の内容が提案上限額を上回るとき
- (6) その他不正な行為があったとき

4 提出書類等

- ・平成30年度山形県介護離職ゼロ啓発事業（介護と仕事の両立支援企業内研修）受託申請書（別紙1）
- ・法人等概要（別紙2）
- ・業務実績等記載調書（別紙3）
- ・事業の実施体制に関する計画等（別紙4）
- ・企画提案書（別紙5）
- ・誓約書（別紙6）
- ・経費見積書（別紙7）

- ・守秘義務、個人情報保護の方針が分かるもの
- ・その他必要に応じて添付すること

5 申請書の提出内容

A 4判で4部提出すること。(正本1部、副本3部)

6 質疑応答

- (1) 質問の受付期限は次のとおりとし、質問書(別記様式)により行うこと。
受付期限：平成30年4月20日(金)17時15分
- (2) 質問書の提出は、FAX(添書不要)により行うものとし、「10 提出・問合せ先」あてに送信すること。
- (3) 回答は、質疑受付後、質問内容に応じ山形県ホームページ上で回答する。ただし、質問又は回答が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答することがある。

7 審査の方法

- (1) 企画提案書の審査は、山形県が設置する「平成30年度山形県介護離職ゼロ啓発事業(介護と仕事の両立支援企業内研修)受託申請書審査会」において、別紙評価基準に基づき行う。
- (2) 審査会では、審査員の各評価点の合算が最高得点の者を、最優秀提案者として選定する。また、必要に応じ、次点者を選定する。
- (3) 審査の結果、提出された全ての提案について、契約の目的を十分に達成できないものであると判断される場合は、最優秀提案者を選定しないことがある。
- (4) 応募者が1者のみの場合でも、審査員の評価結果により、提案の内容について契約の目的を十分に達成できるものであると判断できるときは、当該者を最優秀提案者として選定する。
また、応募者がいない場合又は(3)により最優秀提案者を選定されない場合は、応募資格等について再検討の上、改めて募集を行う。

8 結果の通知

平成30年5月中旬を目途にその結果を全ての応募者に通知する。

9 その他

- (1) 提出された申請書等は、委託先の選定にのみ使用する。
- (2) 書類の作成・応募に係る費用については、応募者の負担とする。
- (3) 提案は1法人等につき1提案とする。
- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) 承認決定された事業者に対して、正式に見積書の提出依頼を行う。
- (6) 本事業については、県の都合により内容を変更・中止する場合がある。

10 提出・問合せ先

〒990-8570 山形市松波二丁目8-1

山形県健康福祉部健康長寿推進課(※平成30年4月～長寿社会政策課)

地域包括ケア推進担当

電話 023-630-2158、3277(直通) FAX 023-630-2271